

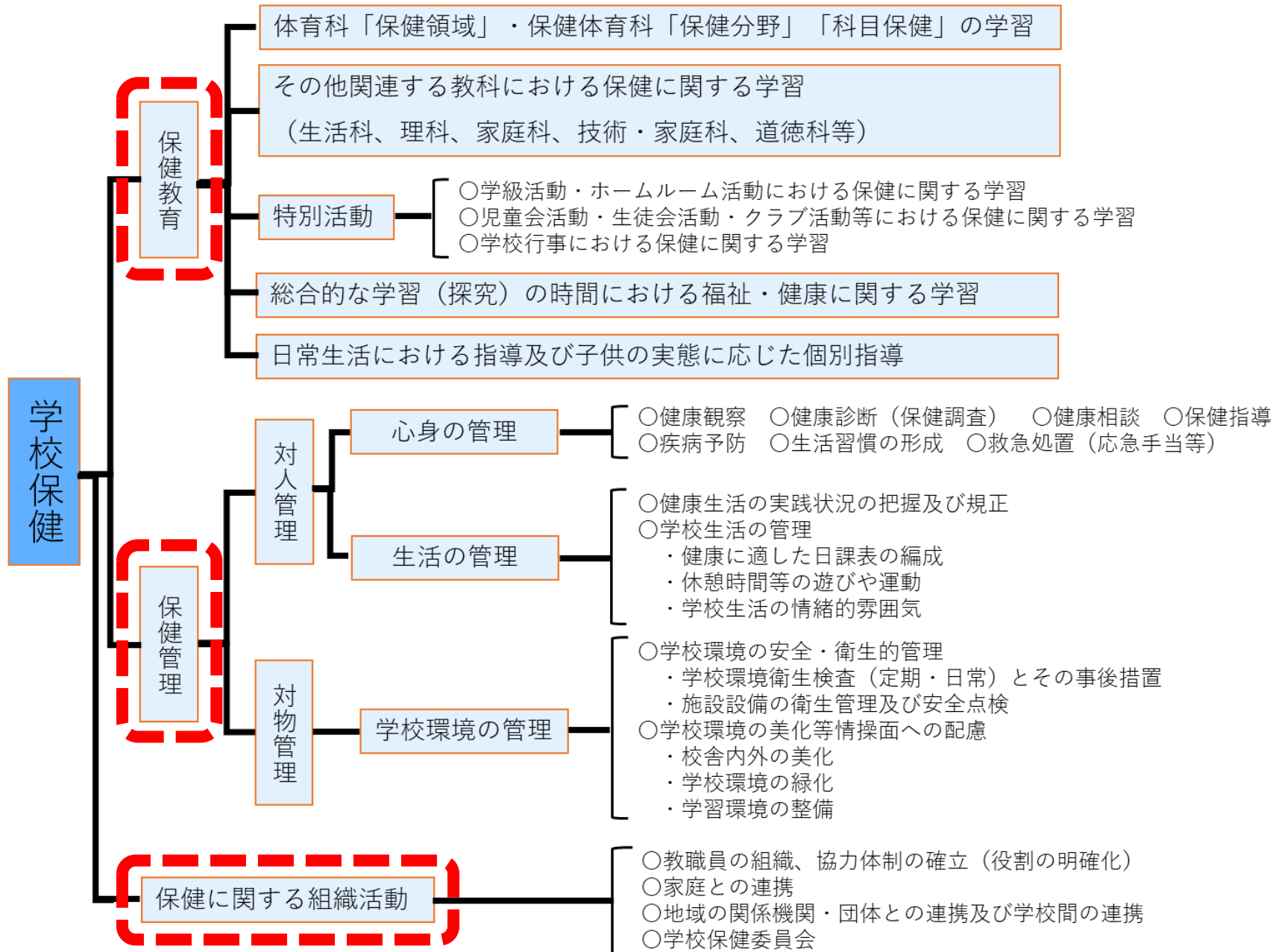
令和7年度 埼玉県「性に関する指導」指導者研修会

令和7年8月5日（火）

教育局県立学校部保健体育課
指導主事 佐野 秀行



〈学校保健の領域・内容〉（参考例）





I	学校における保健教育の必要性	P. 1
II	学習指導要領(体育・保健体育)の考え方	P.11
III	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	P.21
IV	授業づくりのポイント	P.30
V	学習指導要領に基づく指導と評価	P.43
VI	領域ごとの指導内容	P.70
VII	指導事例	P.83
VIII	参考文献等	P.115

○性に関する指導のポイントは？

○体育・保健体育における性に関する指導の内容は？

○性に関する指導に関する「はどめ規定」とは？

その捉え方は？

○発展的な内容を教えてもいいの？

○性に関する指導における外部講師の活用については？

性に関する指導のポイント

性に関する指導のポイント

VI 領域ごとの指導内容

VI 領域ごとの指導内容

1 性に関する指導

VI-1-Q1

○性に関する指導のポイントは？

A-1. 学校における性に関する指導は、教育課程において実施されることから、学習指導要領に基づいて行うことが重要である。その指導は、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科、特別活動をはじめとして、学校教育活動全体を通じて指導することが大切であり、現在の性に関する指導の基本的な考え方は、平成20年1月の中央教育審議会答申によるところが大きい。（改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き 文部科学省）

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）（平成20年1月17日）

（心身の成長発達についての正しい理解）

○学校教育においては、何よりも子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要がある、そのためには、子どもたちが心身の成長発達について正しく理解することが不可欠である。しかし、近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化してきている。このため、特に、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も問題となっている。

○このため、学校全体で共通理解を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連づけて指導することが重要である。

また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中央教育審議会、平成28年12月21日）

（健康・安全・食に関する資質・能力）

○（略）とりわけ近年では、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。このため、子供たちが、健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。

○また、第8章において述べるように、子供たちの発達を支えるためには、主に集団の場面で、あらかじめ適切な時期・場面に必要な指導・援助を行うガイダンスに加えて、主に個別指導により、個々の子供が抱える課題の解決に向けて指導・援助するカウンセリングを、それぞれ充実させていくという視点が必要であり、こうした視点に立って、一人一人の発達の特性等に応じた個別指導を充実させていくことも重要になる。

A-2. 学校における性に関する指導に当たっては、次の配慮事項がとて重要になります。

- ・発達の段階を踏まえること
- ・学校全体で共通理解を図ること
- ・保護者の理解を得ること



P.70参照

キーワード

- ・学習指導要領に基づいて行う
- ・児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにする
- ・性に関する情報等を正しく選択
- ・学校教育活動全体を通じて指導する
- ・学校全体で共通理解を図る
- ・発達の段階を踏まえる
- ・保護者や地域の理解を得る
- ・**集団指導と個別指導の連携を密に**
- ・**集団の場面（ガイダンス）と、個別指導（カウンセリング）**

保健教育指導参考資料 なるほど！保健の授業づくり 一令和4年度発行一
令和5年3月 埼玉県学校保健会 埼玉県教育委員会

性に関する指導のポイント

性に関する指導のポイント

- ◇児童生徒の実態に応じた性に関する指導の全体計画等を作成し、学校全体で共通理解を図りながら指導を行うこと。
- ◇体育科・保健体育科の学習指導要領には、小・中・高等学校のそれぞれの発達段階に応じた性に関する指導の内容が示されていることから、それらを確実に指導すること。
- ◇授業参観や学校公開日等で授業を公開したり、学年だより等で情報を提供したりするなど、保護者や地域の理解を得ること。
- ◇各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしながら、体育科・保健体育科における保健の学習との関連を図ること。
- ◇子供たちの心身の発育・発達には個人差があることから、全てを集団指導で教えるのではなく、集団指導で教える内容と個別指導で教えるべき内容を明確にし、それらの連携を密にして効果的に指導すること。



P.76参照

体育・保健体育における性に関する指導の内容

Ⅵ 領域ごとの指導内容

Ⅵ－１－Ｑ２

○体育・保健体育における性に関する指導の内容は？

A. 学習指導要領に示されている内容は以下のとおりです。各内容に加えて、「内容の取扱い」にも配慮して指導することが重要です。

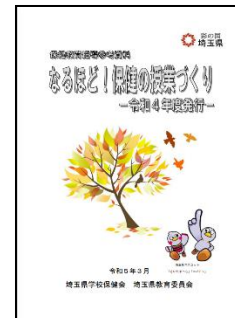
【性に関する指導の内容】

	小学校 第4学年	中学校		高等学校	
		第1学年	第3学年	入学年次	2年次
内 容	(2)体の発育・発達 (ア)体の発育・発達 ・年齢に伴う変化 ・体の変化の個人差 (イ)思春期の体の変化 ・男女の特徴 ・初経、精通など ・異性への関心	(2)心身の機能の発達と心の健康 (イ)生殖に関わる機能の成熟 ・内分泌の働きによる生殖に関わる機能の成熟 ・成熟の変化に伴う適切な行動等	(1)健康な生活と疾病の予防 (イ)感染症の予防 ・病原体が主な原因となって発生する感染症 ・発生源、感染経路、主体への対策による感染症の予防	(1)現代社会と健康 (イ)現代の感染症とその予防	(3)生涯を通じる健康 ⑦思春期と健康 ⑧結婚生活と健康

【内容の取扱い】

- 【小学校】 (7) 内容の「G保健」の(2)については、自分と他の人では発育・発達などに違いがあることに気づき、それらを肯定的に受け止めることが大切であることについて触れるものとする。
- 【中学校】 (5) 内容の(1)のアの(イ)については、後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症についても取り扱うものとする。
- (7) 内容の(2)のアの(イ)については、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。
- 【高等学校】 (7) 内容の(3)のアの(ア)については、思春期と健康、結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱うものとする。また、生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮するものとする。

※学習指導要領解説 体育・保健体育編を基に作成



P.71参照

小学校 体育科 保健領域

(2)体の発育・発達〈第4学年〉

ア 体の発育・発達について理解すること

(イ) 体は，思春期になると次第に大人の体に近づき，体つきが変わったり，初経，精通などが起こったりすること。また，異性への関心が芽生えること

【小学校学習指導要領(H29)より抜粋】

ア 知識 (イ) 思春期の体の変化

⑦ 思春期には，体つきに変化が起こり，人によって違いがあるものの，男子はがっしりした体つきに，女子は丸みのある体つきになるなど，男女の特徴が現れることを理解できるようにする。

⑧ 思春期には，初経，精通，変声，発毛が起こり，また，異性への関心も芽生えることについて理解できるようにする。さらに，これらは，個人差があるものの，大人の体に近づく現象であることを理解できるようにする。

なお，指導に当たっては，発達の段階を踏まえること，学校全体で共通理解を図ること，保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

中学校 保健体育科 保健分野

(2)心身の機能の発達と心の健康〈第1学年〉

心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすること。

(イ) 思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること。

【内容の取扱い】

妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、**受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする**。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。

【中学校学習指導要領(H29)より抜粋】

中学校 保健体育科 保健分野

(2) 心身の発達と心の健康〈第1学年〉

(1) 生殖に関わる機能の成熟

思春期には、下垂体から分泌される性腺刺激ホルモンの働きにより生殖器の発育とともに生殖機能が発達し、男子では射精、女子では月経が見られ、妊娠が可能となることを理解できるようにする。また、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、個人差はあるものの、性衝動が生じたり、異性への関心などが高まったりすることなどから、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるようにする。

なお、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

【中学校学習指導要領解説 保健体育編(H29)より抜粋】

中学校 保健体育科 保健分野

(1) 健康な生活と疾病の予防〈第3学年〉

健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。

(オ) 感染症は、病原体が主な要因となって発生すること。また、感染症の多くは、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることによって予防できること。

【内容の取扱い】

後天性免疫不全症候群(エイズ)及び性感染症についても取り扱うものとする。

【中学校学習指導要領(H29)より抜粋】

中学校 保健体育科 保健分野

(1) 健康な生活と疾病の予防〈第3学年〉

(オ) 感染症の予防

ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。

① エイズ及び性感染症の予防

エイズ及び性感染症の増加傾向と青少年の感染が社会問題になっていることから、それらの疾病概念や感染経路について理解できるようにする。また、感染のリスクを軽減する効果的な予防方法を身に付ける必要があることを理解できるようにする。例えば、エイズの病原体はヒト免疫不全ウイルス(HIV)であり、その主な感染経路は性的接触であることから、感染を予防するには性的接触をしないこと、コンドームを使うことなどが有効であることにも触れるようにする。

なお、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

【中学校学習指導要領解説 保健体育編(H29)より抜粋】

高等学校 保健体育科 科目保健

(1) 現代社会と健康〈入学年次又はその次の年次〉

現代社会と健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 現代の感染症とその予防

感染症の発生や流行には、時代や地域によって違いがみられること。その予防には、個人の取組及び社会的な対策を行う必要があること。

【高等学校学習指導要領(H30)より抜粋】

高等学校 保健体育科 科目保健

(1) 現代社会と健康〈入学年次又はその次の年次〉

(イ) 現代の感染症とその予防

感染症は、時代や地域によって自然環境や社会環境の影響を受け、発生や流行に違いが見られることを理解できるようにする。その際、交通網の発達により短時間で広がりやすくなっていること、また、新たな病原体の出現、感染症に対する社会の意識の変化等によって、腸管出血性大腸菌(O157等)感染症、結核などの新興感染症や再興感染症の発生や流行が見られることを理解できるようにする。

また、感染症のリスクを軽減し予防するには、衛生的な環境の整備や検疫、正しい情報の発信、予防接種の普及など社会的な対策とともに、それらを前提とした個人の取組が必要であることを理解できるようにする。その際、エイズ及び性感染症についても、その原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策について理解できるようにする。

高等学校 保健体育科 科目保健

(3)生涯を通じる健康〈入学年次又はその次の年次〉

生涯を通じる健康について，自他や社会の課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 生涯を通じる健康について理解を深めること。

(ア)生涯の各段階における健康

生涯を通じる健康の保持増進や回復には，生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること。

【内容の取扱い】

思春期と健康，結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱うものとする。また，生殖に関する機能については，必要に応じ関連付けて扱う程度とする。責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること，及び性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮するものとする。

【高等学校学習指導要領(H30)より抜粋】

高等学校 保健体育科 科目保健

(3)生涯を通じる健康〈入学年次又はその次の年次〉

(ア)生涯の各段階における健康

① 思春期と健康

思春期における心身の発達や性的成熟に伴う身体面、心理面、行動面などの変化に関わり、健康課題が生じることがあることを理解できるようにする。その際、これらの変化に対応して、自分の行動への責任感や異性を理解したり尊重したりする態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処が必要であることを理解できるようにする。

なお、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

【高等学校学習指導要領解説 保健体育編(H30)より抜粋】

高等学校 保健体育科 科目保健

(3)生涯を通じる健康〈入学年次又はその次の年次〉

(ア)生涯の各段階における健康

① 結婚生活と健康

結婚生活について、心身の発達や健康の保持増進の観点から理解できるようにする。その際、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題について理解できるようにするとともに、健康課題には年齢や生活習慣などが関わることについて理解できるようにする。また、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについても理解できるようにする。また、結婚生活を健康に過ごすには、自他の健康に対する責任感、良好な人間関係や家族や周りの人からの支援、及び母子の健康診査の利用や保健相談などの様々な保健・医療サービスの活用が必要であることを理解できるようにする。

なお、妊娠のしやすさを含む男女それぞれの生殖に関わる機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。

【高等学校学習指導要領解説 保健体育編(H30)より抜粋】

学級活動の内容（小学校）

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 基本的な生活習慣の形成

身の回りの整理や挨拶などの基本的な生活習慣を身に付け、節度ある生活にすること。

イ よりよい人間関係の形成

学級や学校の生活において互いのよさを見付け、違いを尊重し合い、仲よくしたり信頼し合ったりして生活すること。

ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

給食の時間を中心としながら、健康によい食事のとり方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること。

＊ 小学校学習指導要領（平成29年告示）より抜粋

学級活動の内容（小学校）

ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

（略）…心身ともに健康で安全な生活態度の形成は，教育活動全体を通して総合的に推進するものであるが，学級活動においてもその特質を踏まえて取り上げる必要がある。（略）また，授業時数に限りがあることから，学級活動「(2) ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成」については，体育科，家庭科はもとより，各教科，総合的な学習の時間等とも関連を図りながら指導することが大切である。

保健に関する指導としては，心身の発育・発達，心身の健康を高める生活，健康と環境との関わり，病気の予防，心の健康などがある。これらの題材を通して，（略）身近な生活における健康上の問題を見付け，自分で判断し，処理する力や，心身の健康を保持増進する態度を養う。さらに，性や薬物等に関する情報の入手が容易になるなど，児童を取り巻く環境が大きく変化している。（略）現在及び生涯にわたって心身の健康を自分のものとして保持し，健康で安全な生活を送ることができるよう，必要な情報を児童が自ら収集し，よりよく判断し行動する力を育むことが重要である。

なお，心身の発育・発達に関する指導に当たっては，発達の段階を踏まえ，学校全体の共通理解を図るとともに，家庭の理解を得ることなどに配慮する必要がある。また内容によっては，養護教諭などの協力を得て指導に当たる必要がある。

学級活動の内容（中学校）

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 自他の個性の理解と尊重，よりよい人間関係の形成

自他の個性を理解して尊重し，互いのよさや可能性を発揮しながらよりよい集団生活をつくること。

イ 男女相互の理解と協力

男女相互について理解するとともに，共に協力し尊重し合い，充実した生活づくりに参画すること。

ウ 思春期の不安や悩みの解決，性的な発達への対応

心や体に関する正しい理解を基に，適切な行動をとり，悩みや不安に向き合い乗り越えようとする事。

エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや，事件や事故，災害等から身を守り安全に行動すること。

オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

給食の時間を中心としながら，成長や健康管理を意識するなど，望ましい食習慣の形成を図るとともに，食事を通して人間関係をよりよくすること。

＊ 中学校学習指導要領（平成29年告示）より抜粋

学級活動の内容（中学校）

イ 男女相互の理解と協力

（略）…具体的には、男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会と自分の生き方などの題材を設定し、アンケートやインタビューを基にしたり、新聞やテレビ等の資料を参考にしたりして、話し合うなど活動の工夫を行うことが考えられる。

また、社会科、保健体育科、技術・家庭科、道徳科などの学習とも関連させ、共に充実した学校生活を築くような主体的な意識や態度を育成するとともに、家庭や社会における男女相互の望ましい人間関係の在り方などについても、幅広く考えていくことが大切である。

なお、この内容については、性に関する指導との関連を図ることが重要であり、内容項目のウとして挙げている「性的な発達への対応」とも関連付けて、生徒の発達の段階や実態、心身の発育・発達における個人差などにも留意して、適時、適切な指導を行うことが必要である。加えて、生徒の発達の段階を踏まえることや教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておくなど、計画性をもって実施することが求められるところであり、適切な対応が必要である。

学級活動の内容（中学校）

ウ 思春期の不安や悩みの解決，性的な発達への対応

（略）…具体的な活動の工夫として，自分が不安に感じること，悩みやその解決方法，身近な人の青年時代等の題材を設定し，生徒が自由に話し合ったり，先輩や身近な大人にインタビューして発表したり話し合ったりするなど様々な方法が考えられる。また，思春期の心と体の発育・発達，性情報への対応や性の逸脱行動に関すること，エイズや性感染症などの予防に関すること，友情と恋愛と結婚などについての題材を設定し，資料をもとにした話合いや，専門家の講話を聞くといった活動が考えられる。なお，保健体育（保健分野）をはじめとした各教科，道徳科等の学習との関連，学級活動の他の活動との関連について学校全体で共通理解した上で，教育の内容や方法について保護者の理解を得ることが重要である。

また，思春期の心と体の発達や性については，個々の生徒の発達の段階や置かれた状況の差異が大きいことから，事前に，教職員が，集団指導と個別指導の内容を整理しておくなど計画性をもって実施する必要がある。また，指導の効果を高めるため養護教諭やスクール・カウンセラーなどの専門的な助言や協力を得ながら指導することも大切である。

ホームルーム活動の内容(高等学校)

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 自他の個性の理解と尊重, よりよい人間関係の形成

自他の個性を理解して尊重し, 互いのよさや可能性を発揮し, コミュニケーションを図りながらよりよい集団生活をつくること。

イ 男女相互の理解と協力

男女相互について理解するとともに, 共に協力し尊重し合い, 充実した生活づくりに参画すること。

ウ 国際理解と国際交流の推進

我が国と他国の文化や生活習慣などについて理解し, よりよい交流の在り方を考えるなど, 共に尊重し合い, 主体的に国際社会に生きる日本人としての在り方生き方を探求しようとする事。

エ 青年期の悩みや課題とその解決

心や体に関する正しい理解を基に, 適切な行動をとり, 悩みや不安に向き合い乗り越えようとする事。

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや, 事件や事故, 災害等から身を守り安全に行動すること。

* 高等学校学習指導要領(平成30年告示)より抜粋

ホームルーム活動の内容(高等学校)

イ 男女相互の理解と協力

(略)…高校生の時期は、身体的にほぼ成熟し、男女それぞれの性的な特徴が明確になってくる。それにつれて、異性への関心も高まり、異性との交友を望むようになり、意識する異性の対象がかなり特定化される傾向も強まってくる。(略)具体的には、男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会と自分の生き方などの題材を設定し、アンケートやインタビューを基にしたり、新聞やテレビ等の資料を参考にしたりして、話し合うなど活動の工夫を行うことが考えられる。

なお、「男女相互の理解と協力」については、性に関する指導との関連を図ることが大切である。性に関する指導については、青少年の性意識の変化、性モラルの低下などが指摘されていることを十分に考慮し、特別活動全体を通して行う人間としての在り方生き方に関する指導との関連を重視するとともに、特に、保健体育科の「保健」との関連を図り、心身の発育・発達における個人差にも留意して、生徒の実態に基づいた指導を行うことが大切である。

ホームルーム活動の内容(高等学校)

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

(略)…また、性に対する正しい理解を基盤に、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、適切な行動がとれるように指導することも大切であり、性的情報の氾濫する現代社会において、自己の行動に責任をもって生きることの大切さや、人間尊重の精神に基づく男女相互のよりよい人間関係の在り方などと結び付けて指導していくことが重要である。

(略)…具体的な活動の工夫としては、(略)性情報への対応や性の逸脱行動に関すること、エイズや性感染症などの予防に関すること、(略)などに関する題材を設定するとともに、科学的なデータ等を生徒自身が活用しながらこれらの問題を自分事として捉え、意見を交換できるような話合いや討論、実践力の育成につながるロールプレイングなどの方法を用いて展開していくことが考えられる。

(略)内容によっては、養護教諭や関係団体などの協力を得ながら指導することも大切である。

性に関する指導に関連する いわゆる「はどめ規定」

VI-1-Q3

○性に関する指導に関連する「はどめ規定」とは？その捉え方は？

A. 中学校第1学年の保健で扱う「(2) 心身の機能の発達と心の健康 (イ) 生殖に関わる機能の成熟」に関する内容の取扱いでは、「(略) 妊娠の経過は取り扱わないものとする。(略)」という、いわゆる「はどめ規定」があります。

これは、この内容を学習する際には、「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。」とされており、第1学年の「生殖に関わる機能の成熟」の学習では取り扱わないという捉えとなります。



P.71 参照

※他に小学校理科第5学年で扱う「B 生命・地球 (2)動物の誕生 (イ)人は、母体内で成長して生まれること。」に関する内容の取扱いに「(略) 人の受精に至る過程は取り扱わないものとする。」もあります。

性に関する指導に関連する いわゆる「はどめ規定」

平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申では、学習指導要領の「**基準性**」を整理するとともに、「**加えて指導すること**」、さらには、「**創意工夫を生かした特色ある教育活動が展開可能な裁量と責任を有している。**」ことが示されています。

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）中央教育審議会答申（平成 20 年 1 月）

6. 教育課程の基本的な枠組み

（5）教育課程編成・実施に関する各学校の責任と現場主義の重視

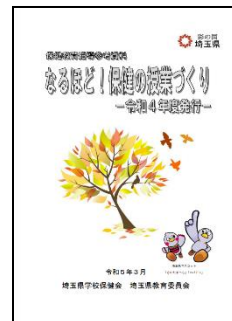
○ これまで述べてきたとおり、学習指導要領は、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持・向上のために、すべての子どもに対して指導すべき内容を示す基準であり、具体的には、**各教科等の目標やおおまかな内容を定めている（学習指導要領の「基準性」）**。さらに、平成 15 年の学習指導要領の一部改正により、この「**基準性**」を踏まえ、**各学校は子どもたちの実態に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができる**ことが明確になった。

このように、各学校は、大綱的な基準であるこの学習指導要領に従い、**地域や学校の実態、子どもたちの心身の発達段階や特性を十分考慮して適切な教育課程を編成し、創意工夫を生かした特色ある教育活動が展開可能な裁量と責任を有している。**

（「はどめ規定」の見直し）

○ 今回の学習指導要領改訂に当たっては、このように各学校がそれぞれの創意工夫を生かした特色ある授業を実施できることが更に明確になるように、学習指導要領の記述を見直すことが求められる。

具体的には、現行学習指導要領において、「**（…の）事項は扱わないものとする**」等と定める、いわゆる「**はどめ規定**」は、**これらの発展的な内容を教えてはならないという趣旨ではなく、すべての子どもに共通に指導すべき事項ではないという趣旨**であるが、この点の周知が不十分であり、趣旨が分かりにくいため、記述の仕方を改める必要がある。

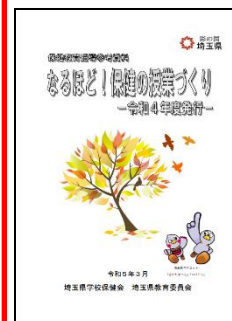


P.72参照

性に関する指導に関連する いわゆる「はどめ規定」

また、学習指導要領の総則には、学校において特に必要がある場合には、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができるという趣旨の記載があり、併せて、各教科等の目標や内容の趣旨を逸脱しないこと、児童生徒の負担過重とならないようにしなければならないという記載があります。

このことについては、全ての子供に共通に指導（集団指導）するべきか、個々の子供が抱える課題の解決に向けた指導（個別指導）とするべきかの判断も重要です。



P.72参照

○中学校学習指導要領（平成 29 年告示）

第 1 章 総則

第 2 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

小学校・高等学校にも同様の記載があります。

イ 学校において特に必要がある場合には、第 2 章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第 2 章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第 2 章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

発展的な内容を教えてよいのか

VI-1-Q4

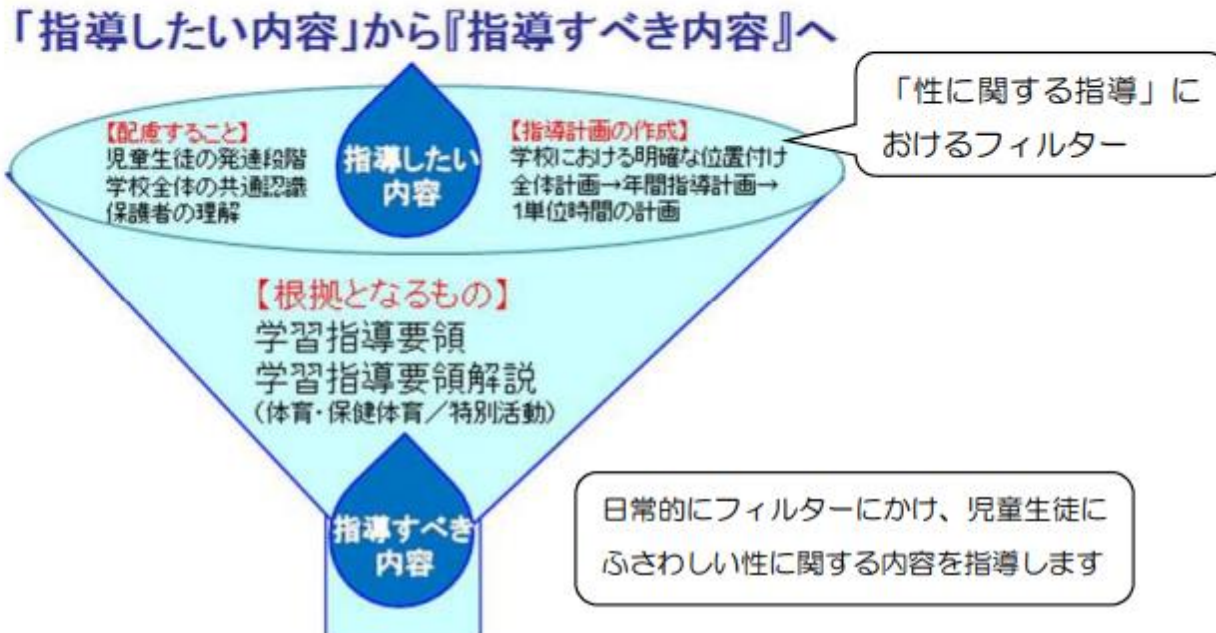
○発展的な内容を教えてもいいの？

A. 前述のとおり、学校において特に必要がある場合には、学習指導要領の内容に加えて発展的な内容を指導することも可能ですが、性に関する指導においては、児童生徒一人一人の身体的・精神的発達や、身体的成熟に伴う性的な発達の状況などについての差異が大きいことから、児童生徒の発達の段階を踏まえ慎重に扱う必要があります。

また、性に関する指導に関する考え方は多様であることから、学校全体での共通理解及び保護者の理解を得ることにも十分配慮した上での実施が必要になります。



P.73参照



性に関する指導における外部講師の活用

VI-1-Q5

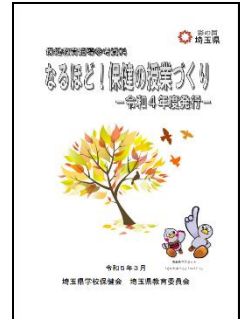
○性に関する指導における外部講師の活用について？

A. 例えば産婦人科医や助産師、保健師の方などに参画していただき、外部講師として多様な経験に基づく専門的で具体的な話をしていただくことは、高い教育効果が期待でき、とても意義深いものです。

実施に当たっては、学校（教師）が主体となり、その目的や価値を明確にした上で、外部講師に指導してもらいたい内容を伝えたり、学習指導における配慮事項について共通理解を図ったりするなど、十分な打ち合わせを行う必要があります。

外部講師だから発展的な内容を扱ってもよいということではありません。学校は特色ある教育活動を展開する裁量を有するとともに、全ての教育活動についての責任も有しています。地域や学校、子供たちの実態を考慮した効果的な取組にしてください。

外部講師と連携した取組は、学校行事等と関連させたり、おたより等で保護者の参加を呼び掛けたりすることも効果的です。



P.73参照

学級担任・教科担当、養護教諭との連携

学級担任・教科担当と養護教諭による T.T授業の効果

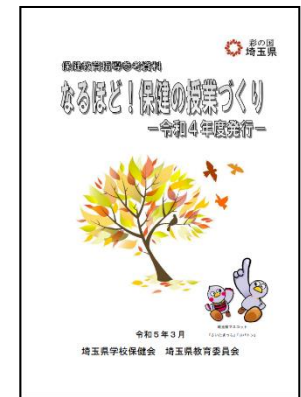
- ・養護教諭の専門性を生かせる
- ・子供たちの健康の様子を普段からみているので、子どもたちの健康課題をよく知っている
- ・子供たちに強く印象を与えられる

学級担任・教科担当、養護教諭との連携

【養護教諭が授業に参画・実施することで得られた効果（例）】

- ・ 児童生徒の健康状態や生活実態を踏まえた指導ができた。
- ・ 授業や指導後、児童生徒が相談してきたり、保健情報を尋ねてきたりなど、個別の保健指導や健康相談につなげることができた。
- ・ 日頃、保健室を利用しない児童生徒を含めて、すべての児童生徒へ養護教諭が直接語りかけることができ、保健室の効果的な利用につながった。
- ・ 養護教諭が参画・実施することにより、学級・ホームルーム担任や教科担任との間で、児童生徒についての共通理解が深まったり広がったりした。
- ・ 健康問題に対して実践的な方法で提示でき、児童生徒の主体的な姿勢や関心・意欲を引き出すことができた。
- ・ 学級・ホームルーム担任や教科担任の意欲を高める契機となった。

P.38～39参照



学級担任・教科担当、養護教諭との連携

学級担任・教科担当と養護教諭による T.T授業の課題

- ・打ち合わせの時間の確保



ある程度決まった指導計画を作り上げておく

- ・年間計画への位置付け



養護教諭の忙しい時期を考慮して

- ・保健室の補充（緊急時の対応）

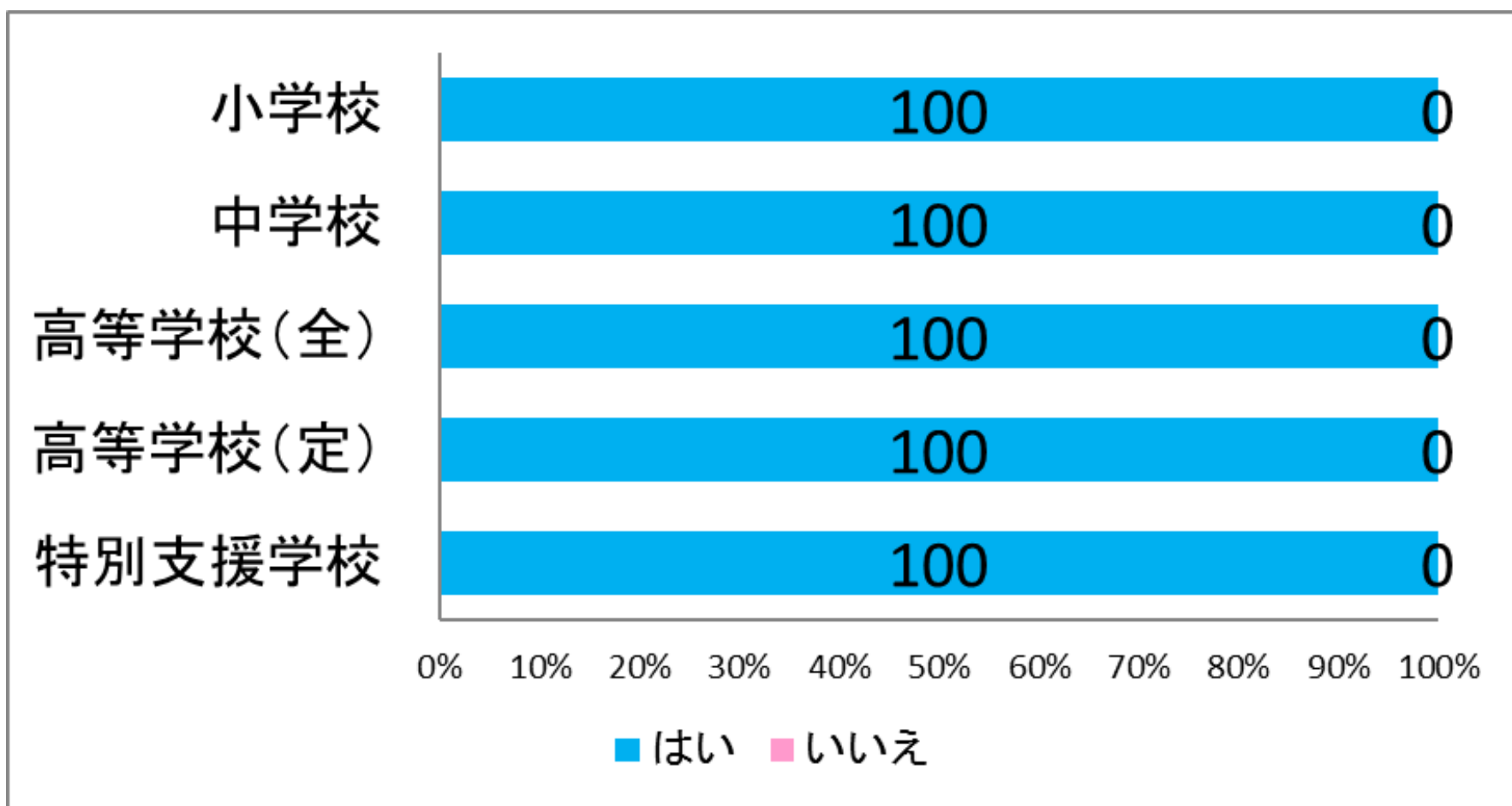


年間計画をもとに補充計画も立てておく
延期になる場合も想定して授業計画を立てる

本県の性に関する指導の状況

～令和6年度「学校健康教育実践状況調査結果」より～

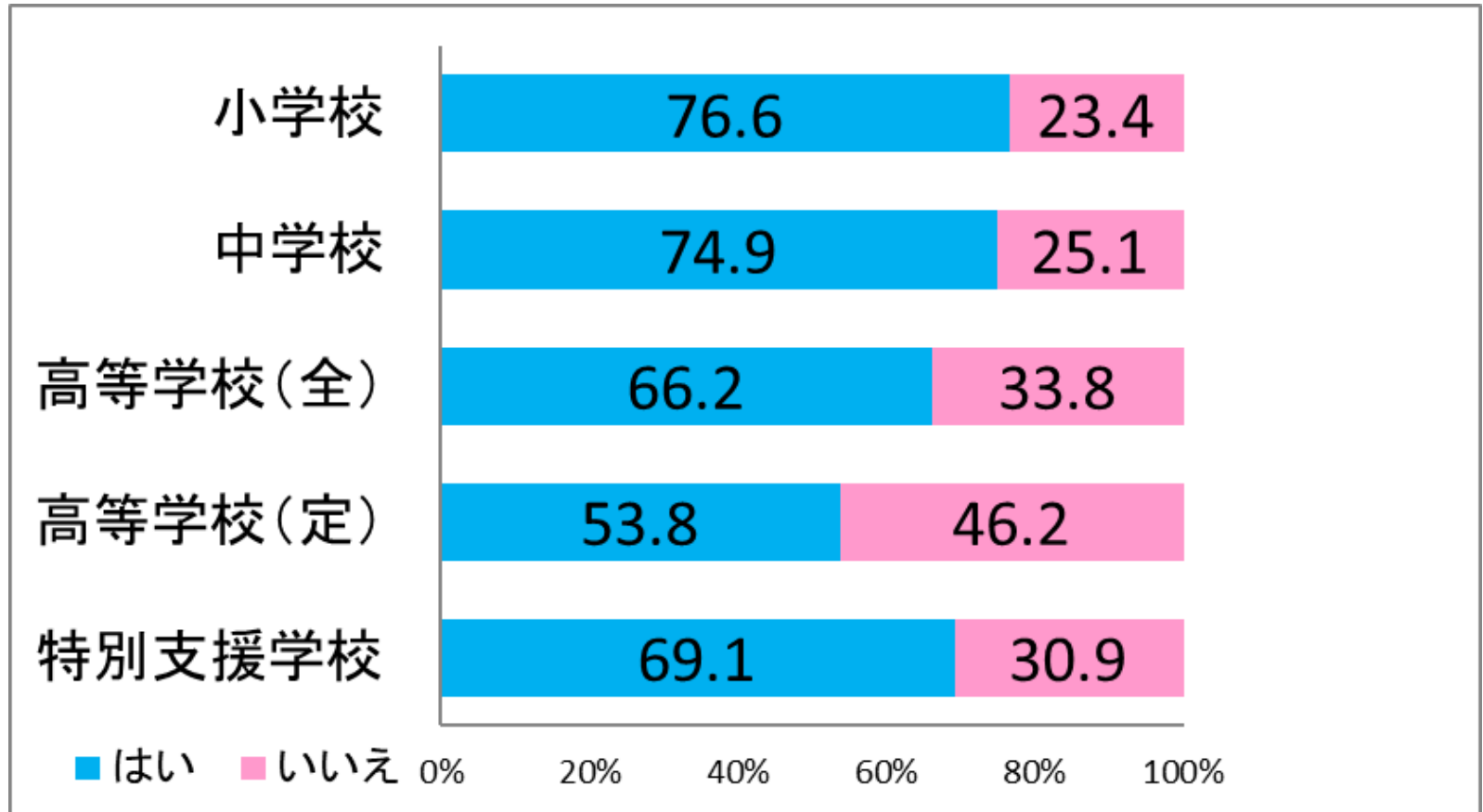
問 性に関する指導を行っている



本県の性に関する指導の状況

～令和6年度「学校健康教育実践状況調査結果」より～

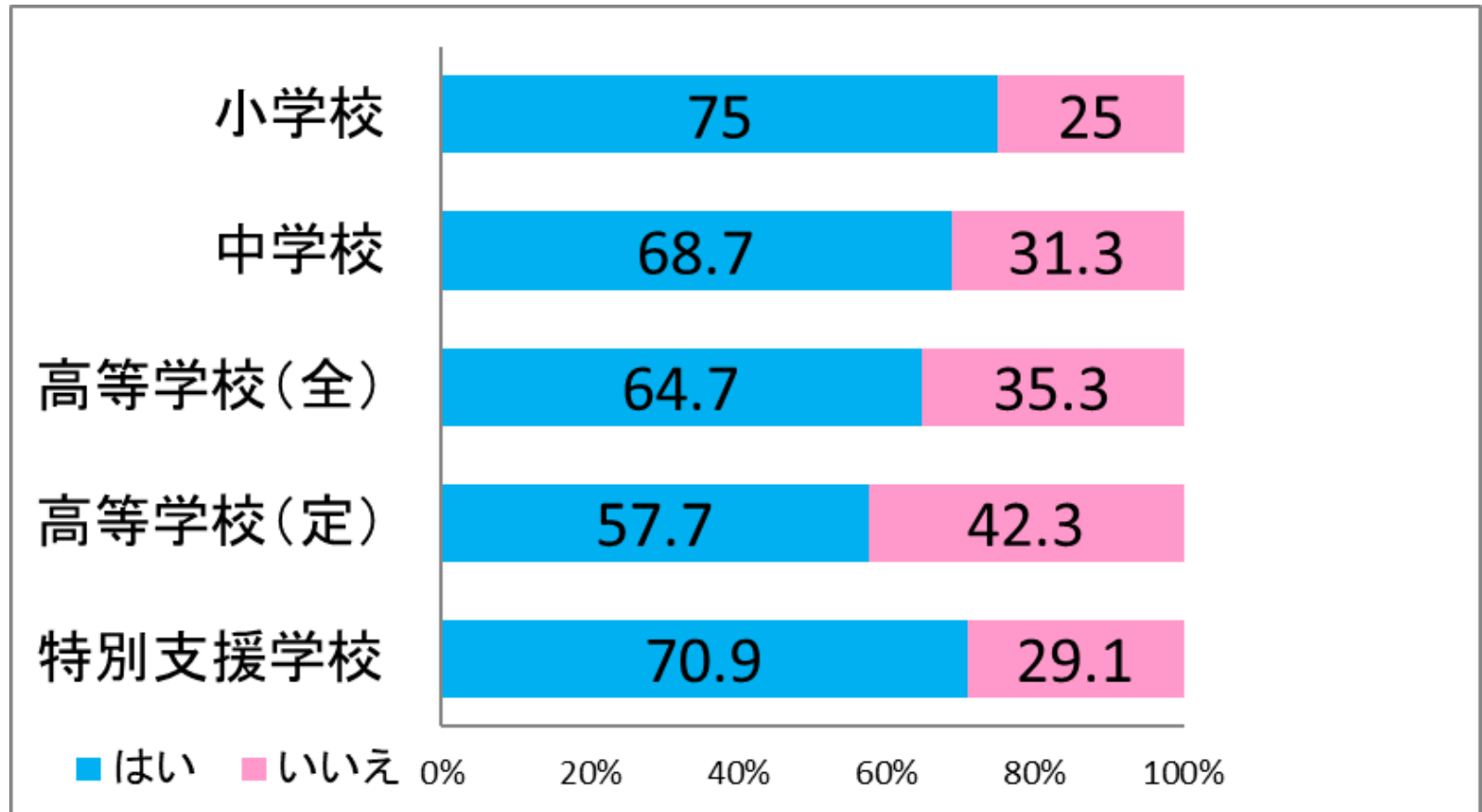
問 性に関する指導（エイズ教育を含む）の
全体計画を作成している



本県の性に関する指導の状況

～令和6年度「学校健康教育実践状況調査結果」より～

問 性に関する指導（エイズ教育を含む）の
年間指導計画を作成している



性に関する指導の全体計画(例)

(5) 性に関する指導の全体計画の作成等について

全体計画は、性に関する指導の目標、目指す児童生徒像、各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習（探求）の時間等において、性に関する内容やその他の時間における指導内容、生活指導等として行われる内容など、性に関する指導が果たすべき役割を明確にした総括的な計画である。

(計画の内容)

- ・ 学校教育目標や指導の基本方針
- ・ 性に関する指導における目標や目指す児童生徒像
- ・ 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における性に関する内容と指導の方針
- ・ 生徒指導や教育相談との関連
- ・ 集団指導・個別指導等の場の機会
- ・ 家庭、地域、関係諸機関との連携
- ・ 他校種との連携
- ・ 研究推進組織と各教職員の役割
- ・ 性に関する指導を進めるための情報及び環境との整備

P.39参照



性に関する指導の全体計画(例)

令和〇年度 性に関する指導の全体計画(例)

〇〇立〇〇学校

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領
学校保健安全法

学校教育目標

学校健康教育全体計画
学校保健全体計画
学校安全全体計画
食に関する全体計画
保健室経営計画

学校経営方針

学校保健目標

児童生徒の実態

家庭・地域の実態

性に関する指導の目標

(低学年) / (1年)
(中学年) / (2年)
(高学年) / (3年)

学校教育活動全体

		低学年	中学年	高学年	生命（いのち）の 安全教育
学校安全	保健管理	健康観察 定期健康診断、事後措置、臨時の健康診断 健康相談・保健指導 救急処置			
	保健教育	・体育科「保健領域」、保健体育科「保健分野」「科目保健」 ・その他関連する教科 （生活科、理科、家庭科、技術・家庭科、特別の教科道徳等） ・総合的な学習（探究）の時間			
		特別活動等	・学級活動（ホームルーム）活動 ・児童生徒会活動等 ・学校行事 ・日常生活における指導及び子供の実態に応じた個別指導		
食に関する指導		保健部・生徒指導部・進路指導部等 職員会議 学校保健委員会・教育相談委員会 地域学校保健委員会 PTA保健部			

キャリア教育

＜家庭＞ 保護者会、個別面談、学校だよりや保健だより等の活用
＜地域＞ 〇〇市保健所・保健センター、外部講師との連携 等

書式を県HPからダウンロードすることができます。

下記二次元コード

「令和6年度健康教育必修24」の参考様式

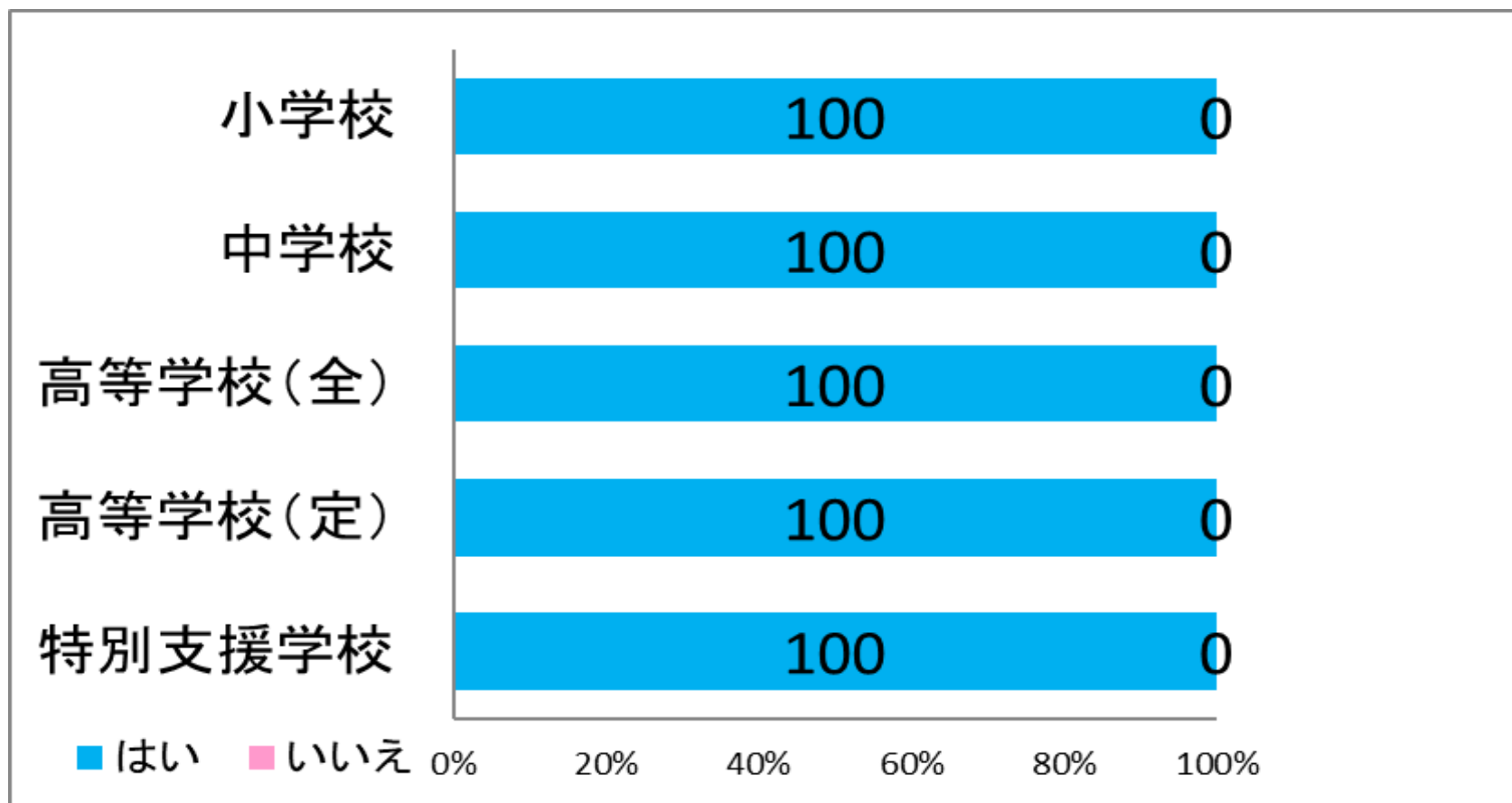
「性に関する指導の全体計画(例)」



本県の性に関する指導の状況

～令和6年度「学校健康教育実践状況調査結果」より～

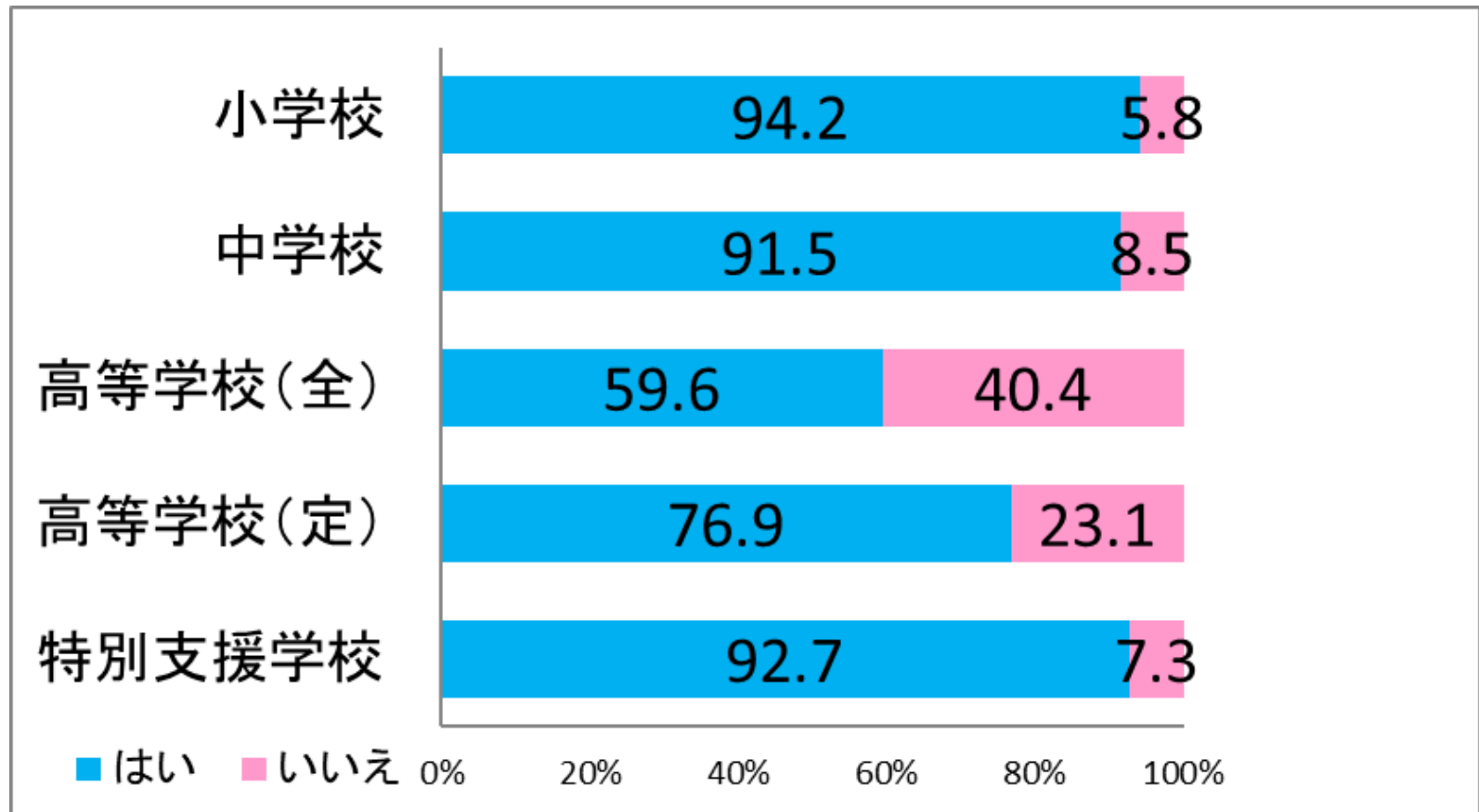
問 学校全体で共通理解を図っている



本県の性に関する指導の状況

～令和6年度「学校健康教育実践状況調査結果」より～

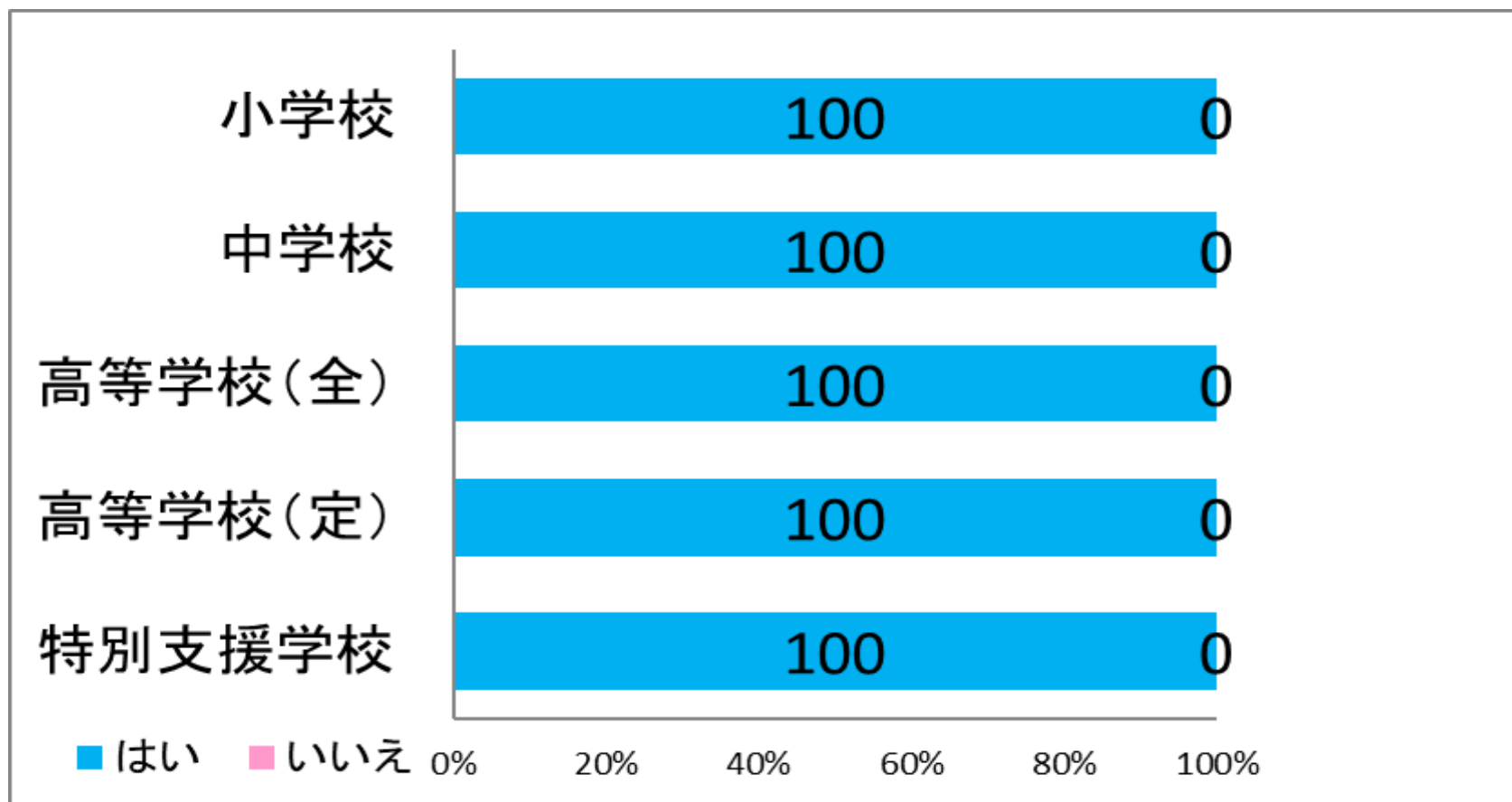
問 発達段階を踏まえて、指導内容や教材など学年会や委員会等で検討している



本県の性に関する指導の状況

～令和6年度「学校健康教育実践状況調査結果」より～

問 家庭への理解、協力を得ている



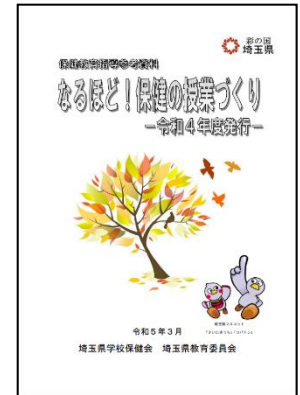
家庭との連携のポイント

I 学校における保健教育の必要性

【家庭との連携のポイント】

1 家庭への働きかけ

- ・「学校だより」や「学年だより」、「保健だより」等、学校から家庭に向けた定期的な通信手段を活用して、学校における保健教育の内容や取組の様子を伝え、指導内容等の共通理解を図り、健康的な生活行動を実践する際の支援の基礎づくりを行う。
- ・学校行事の文化祭等において保健教育を行い、健康について学んだ児童生徒の成果を聞いたり、体験したりしてもらうことにより、その内容と学び方について理解を深めてもらう。
- ・児童生徒の健康に関わる生活実態等に関する調査票を配付するような場合には、ねらいを明確にしたり、内容や設問を分かりやすく答えやすいものに精選したりして、家庭からの協力が得られやすいように工夫する。
- ・「がん教育」や「性に関する指導」、「スマートフォン・ゲーム機器等の長時間使用がもたらす健康被害」等に関しては、保護者も参加し、話し合う機会を設定し、家庭での児童生徒に対する支援をしやすくする。
- ・保護者懇談会やPTAの各種会合等、保護者が集まる機会を利用して、学校における保健教育の目的、内容、方法を説明し、それらを生かすための家庭での取組について考えてもらう。
- ・保護者向けの健康や安全に関する講演会や研修会等を開催し、保護者自身が健康づくりのモデルとなることを促す。
- ・PTAや学校保健委員会等のメンバーを核としながら、その組織的な活動を通して、家庭における健康的な生活の実践を啓発する。



P.5～6参照

2 学校への相談や要望に対する対応

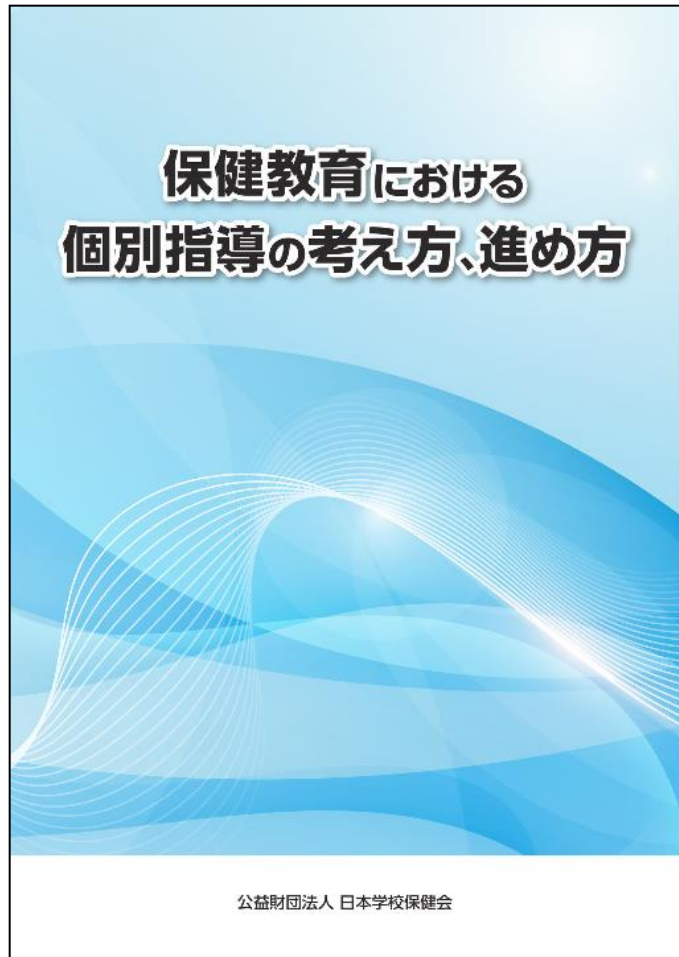
- ・児童生徒の健康問題に関する相談は、学級（ホームルーム）担任や養護教諭等が窓口になり、必要に応じて学校医・学校歯科医・学校薬剤師や関係機関等からの協力を得て、根拠を明確にしながら対応する。
- ・家庭（保護者）から学校へ保健教育に関する要望があった場合には、その内容を的確に把握し、要望があった背景を丁寧に検討して、今後の学校の基本方針や日常の指導に反映させるようにする。また、要望に対する対応の仕方については、家庭（保護者）へ速やかに説明する。

家庭との連携のポイント

キーワード

- 学級だより、保健だよりなどをおとした連携
- 学校行事をおとした連携
- 授業参観・懇談会をおとした連携
- 講演会・研修会をおとした連携
- PTAや学校保健委員会をおとした連携

保健教育における個別指導の考え方、進め方



第2章 具体的な健康課題に対応した個別指導例

1 性について

指導例1 月経に伴う心身の不調を知り、
周囲の人ができる支援や配慮を
考える

指導例2 妊娠・出産について考える

指導例3 「性感染症」の予防について考える

個別指導の実施に当たって

個別指導の実施には十分な配慮が求められる。第2章において、具体的な健康課題に対応した個別指導例を示したが、これらの内容はすべての学校で実施すべき内容ではないことに留意する必要がある。

性に関する内容については、個別指導においても、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説保健体育編等に留意事項として示されている「指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ること」に配慮することが大切である。

保健教育の充実のために

- 1時間の授業を大切にする
- 保健の授業は、学校における健康教育の中核として、確実に且つ効果的に実施する
- 教科等横断的な視点で、資質・能力を育む



I	学校における保健教育の必要性	P. 1
II	学習指導要領(体育・保健体育)の考え方	P.11
III	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	P.21
IV	授業づくりのポイント	P.30
V	学習指導要領に基づく指導と評価	P.43
VI	領域ごとの指導内容	P.70
VII	指導事例	P.83
VIII	参考文献等	P.115

学校健康教育推進事業(「性に関する指導」課題解決支援事業)

【児童生徒を取り巻く状況】

- ・ 性情報の氾濫など社会環境の急激な変化により、子供たちの心身の健康に大きな影響を与えている。
- ・ 若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶が問題となっている。

【課題】

- ・ 子供たちが性に関して適切に理解し、行動できるようにすること。
- ・ 心身の発育・発達と健康や性感染症の予防などに関する知識を確実に身に付けること。
- ・ 自他を尊重する心を育むこと。

埼玉県「性に関する指導」課題解決検討委員会の開催

○ 埼玉県「性に関する指導」課題解決検討委員会を設置し、発達の段階に応じた効果的な性に関する指導方法の研究を行う。

・ 県における課題の把握

①性感染症

②人工妊娠中絶

③性情報への対処

④家族計画の意義 など

・ 課題解決方法の協議、検討

・ 事業成果の検証

・ 事業成果の普及・啓発(実施報告書の作成)

【構成員】

有識者、学校関係者 等

報告

指導
助言

報告

「性に関する指導」指導者研修会の開催

○ 性に関する健康課題を受け、指導方法の普及推進を図るため、学校における指導者を対象に研修会を開催する。

・ 行政説明

・ 実践発表

・ 講演会

※実践発表は、前年度の授業研究会における授業者による。

「性に関する指導」授業研究会の開催

○ 発達の段階に応じた効果的な性に関する指導方法について授業研究会を実施する。

・ 校種別に授業研究会を開催

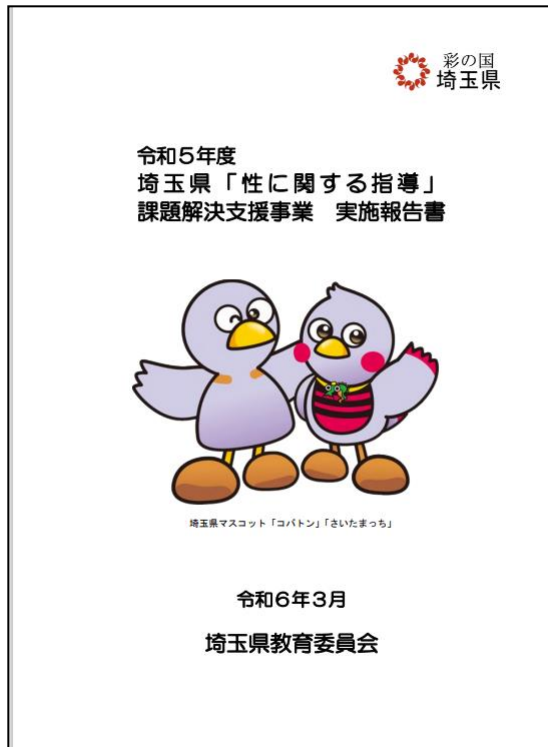
・ 研究協議 等

学習指導要領に基づく内容で、外部講師を活用した効果的な指導について単元の中で研究を進める。

子供たちの豊かな心と健やかな体を育成する

「性に関する指導」 課題解決支援事業実施報告書

課題解決支援事業実施報告書



QRコード



- ・ 指導者研修会で実践発表者が発表したスライド資料
- ・ 授業研究会の学習指導案 等

令和5年度の授業研究会では、小学校と中学校で、教諭と養護教諭がティーム・ティーチングで指導したので、T2の養護教諭が話した読み原稿も掲載している。

令和7年度「性に関する指導」授業研究会

小学校	： 入間市立高倉小学校	10/31（金）
中学校	： 熊谷市立熊谷東中学校	10/22（水）
高等学校	： 県立三郷高等学校	11/17（月）

- ・ 今年度は中学校の開催案内を県内全域に発出する。
- ・ 小学校、高等学校については、参加対象を調整しながら開催案内を発出する。
- ・ 近年、養護教諭の参加が多いものの、保健の授業を行う教諭の参加者が少ない傾向にあるので、教諭の参加についても配意いただきたい。

生命(いのち)の安全教育について

○性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組である。

○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定した。

(令和2年6月:「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」)

○性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」(令和2～4年度)

→「**更なる集中強化期間**」(令和5～7年度)

○子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命(いのち)の安全教育」を推進する。

↓ 文部科学省 生命の安全教育概要資料より一部抜粋

1. 生命の安全教育 概要

- ・ 発達の段階に応じた、「生命(いのち)を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。
- ・ 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

対象

幼児(就学前教育・保育)、小学校、中学校、高校、大学等

※特別支援教育では、障害のある児童生徒等の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

実施方法

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施。

このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施。

生命(いのち)の安全教育について

国では、これまでに・・・

- 教材・指導の手引きの作成
- 動画教材の作成
- モデル事業の実施
- 生徒指導提要(令和4年12月)への記載



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

第12章 性に関する課題(P.255～)

12.3 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

12.3.1 「生命(いのち)の安全教育」による未然防止教育の展開(P.261)

生命(いのち)の安全教育について

2. 教材・指導の手引きの内容

- ・ 文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しました。
- ・ 指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示しています。
- ・ 児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて本教材を活用することが可能です。なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するようご留意ください。
- ・ 生命の安全教育に関する保護者への案内例も作成しました。保護者や地域の人材等の理解を得ながら、教育の推進をお願いいたします。

主な教材の内容

【幼児期】

- ・ 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・ 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・ いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・ 自分と相手を守る「距離感」について
- ・ 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- ・ 二次被害について
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・ 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・ 相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・ いやな触られ方をした場合の対応
- ・ SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・ 性暴力の例
- ・ 身近な被害実態
- ・ 性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



【中学校】

- ・ 自分と相手を守る「距離感」について
- ・ 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【特別支援教育】

- ・ 小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。



各段階の教材・指導の手引きは、下記のサイトよりダウンロードできます。教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



生命（いのち）の安全教育について

いのち 生命の安全教育教材・指導の手引き



文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命（いのち）の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しました。
児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが可能です。
また、教材の内容については各学校や地域の状況等に応じて、適宜内容の加除や改変を行った上での使用も可能です。

「生命（いのち）の安全教育」指導の手引き

 docs 100KB

 PDF 640KB

各段階別 教材・授業展開例等

文部科学省HP

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html#infancy



生命(いのち)の安全教育について

3. 教材例

- 各校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除、改変も可能。
- 幼児向け教材は、プール等の生活の中の場面を捉えて、教材を切り分けて使用。
- 中学生・高校生向け教材には、登場人物がどのように行動すればよかったのかを考えるワークも実施可能な事例を掲載。

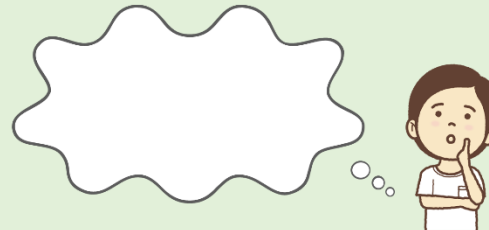
幼児向け 教材例

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



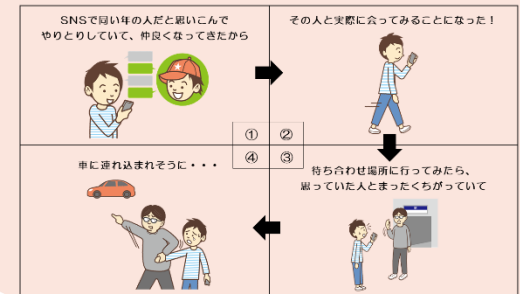
小学生(低・中学年)向け 教材例

じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
どうすればいいかな？



小学生(高学年)向け 教材例

SNSを使うときに気をつけること
SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいしていい人なのか？



中学生向け 教材例

性暴力の例【デートDV】

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間に起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力 精神的暴力 性的暴力 経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをいませんか？

- 相手を黙らせたり、束縛したりすることが愛情表現
- 殴れば暴力は許される
- 男は強引なのはいい女は柔順にしないと

親しい関係でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言う
- 相手がいやがることはしない

高校生向け 教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に

自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない



相手を大切に

相手の下着姿や裸の写真を送ったり、SNSに投稿したりしない



暴力をゆるさない

誰かの性的な写真が送られてきたら、そのままにしないで信頼できる人に相談しましょう



高校生(卒業直前)・大学生・一般向け 啓発資料例

(※生徒等の状況等を踏まえ、必要に応じ指導)

お互いの心と体を大切にするために
—性暴力のない社会に向けて—

誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。しかし、望まない性的な行為によって、その権利が奪われてしまいます。この権利には、自分の心と体を大切に、周りの人の心と体も大切にすることをヒートアップさせています。一人で、あるいは周りの人と一緒に読んで、今日から自分自身ができることを考えてみましょう。

- 性暴力とは
- どのような被害が起きているのか？
- 身近でこのような被害が起きている
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時はどうすればいいの？
- 相談先

生命(いのち)の安全教育について

国・・・令和5年7月に、実践事例集を公表した。

文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



5 特別支援学校(学級)

A. 葛飾区立柴又小学校 特別支援学級

① 前時指導教材¹²



② 副教材 i トラブルズカード



③ 副教材 ii トラブルカード



生命(いのち)の安全教育について

- 教材は、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて活用することができる。
- 各教科等の授業の中で教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容などを踏まえた上で、適切に活用するよう留意することが必要。
- 授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けた、受けていることを開示してきた場合の対応を事前に検討しておく必要がある。

生徒指導提要 P. 260

組織的な対応が重要。関係機関や医療機関等との連携が必要になるケースもある。

保健教育の参考資料

↓ 最新版 ↓

平成 22 年度文部科学省委託事業
「性に関する教育」普及推進事業報告書

知識を活用した保健学習 —性に関する指導編—



平成 23 年 2 月
埼玉県教育委員会

知識を活用した保健学習
—性に関する指導編—
平成23年2月 埼玉県教育委員会

平成 23 年度文部科学省委託事業
「性に関する指導普及推進事業」報告書



知識を活用した保健学習 —感染症編—



平成 24 年 2 月
埼玉県教育委員会

知識を活用した保健学習
—感染症編—
平成24年2月 埼玉県教育委員会



保健教育指導参考資料

なるほど! 保健の授業づくり —令和4年度発行—



令和 5 年 3 月
埼玉県学校保健会 埼玉県教育委員会

なるほど! 保健の授業づくり
—令和4年度発行—
埼玉県学校保健会 埼玉県教育委員会

妊娠・不妊に関する知識の普及啓発冊子

『願うときに「こうのとりの」は来ますか？』

(埼玉県保健医療部健康長寿課 作成)

不妊に関する県の相談窓口

■埼玉県不妊専門相談センター

不妊や不育症に関する医学的・精神的な相談が口頭またはメールで受けられます。

■ 所 属 埼玉県医科大学総合医療センター内(本川)
 ■ 電話番号 049-228-3674 毎週火～金曜日 午後2時～4時半
 ■ 受付時間 毎週火～金曜日 午後4時～5時半
 ※ 受付時間外はメール相談が受けられます。

■妊娠協賛相談窓口「にんしんSOS埼玉」

予期せぬ妊娠に悩む「あった」と「しつこい」といった全くの逆転の人生・メール相談に役立ちます。

■ 所 属 埼玉県 050-34-5100 毎日午後4時～午後11時(土日祝日を除く)
 ■ メール相談 soshin@sos-tama.jp 24時間受付(24時間緊急対応は有料です)

■不妊・不育症・妊娠に関する電話相談

(一社)埼玉県産科医療センターが相談窓口です。

■ 電話番号 049-739-3613
 ■ 受付時間 平日月～金曜日 午前10時～午後3時
 第1・3土曜日 午前11時～午後3時、午後4時～7時
 県産科でも、不妊をはじめ女性の健康に関する相談を行っています。

不妊治療助成制度があります

県には身体障害や難病等に関する県民の「夢」を応援しています。
 詳しくは保健医療部のホームページをご覧ください。

出前講座をご活用ください

この冊子を活用した出前講座を開催しませんか？
 ぜひ、企業や学校・大学・専門学校・就職・教育委員会等とご活用ください。
 詳しくは県産科医療センターのホームページをご覧ください。

埼玉県「こうのとりの」大使に ダイヤモンド☆ユカイさんが就任しました

県民へ生活の知恵として県ホームページ等で情報発信してもらいます。
 詳しくは県民生活課のホームページをご覧ください。

監修

埼玉県医科大学産科医療センター院長 石原 謙
 埼玉県医科大学総合医療センター主任教授 岡田 弘
 埼玉県産科医療センター 生体医務相談士 じ 松京子
 埼玉県産科医療センター 生体医務相談士 川島 千枝

発行

埼玉県保健医療部 健康長寿課
 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区 高砂3-15-1
 電話 048-830-3661 FAX 048-830-4854

埼玉県 母子保健 検査



HBC 7月1日

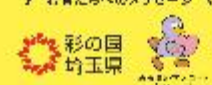
「願うときに
こうのとりの」
は来ますか？



私たちが
解説
します



県民から
社会たちへのメッセージ



みんなに知ってもらいたい
妊娠・不妊のこと
 (不妊の原因は女性？男性？)
 (不妊と年齢の関係は？)
**中高生・大学生にも
今から知ってほしい**

(一般社団法人日本家族計画協会 2021年05月01日)

4c 20:

情類

自分の体のことで誰にも相談できず悩んでいることがあるなら、連絡してみよう。匿名で相談ができるよ。

[illegible]
$$Z_{\text{eff}} = A/(22.5 \times 10^{23}) \times 0.2582 / e^2 = A/(0.175 \times 10^{23})$$


1. *Phragmites australis* (Cav.) Trin. ex Steud.

医師や保健師または助産師等が
相談にのります。
設置している自治体の
一覧を見ることができます。



.....



.....



情報が必要な友だちがいたら、ぜひ教えてあげてね！

研究代表者：公益社団法人日本看護学会理事 奥田千代
研究分野：一般看護法人日本看護学会委員会 北村文子
研究の目的：看護の歴史を記した看護史を「看護史の物語」として読むこと。
研究の意義：看護の歴史を「看護史の物語」として読むこと。
研究の方法：文献調査、インタビュー、フィールドワーク、質的データ分析。

つながるBOOK

おと ち

左にち

珠

埼玉県教職員MOTTO（モットー）

未来を創る、こどもたち。

未来を育てる、わたしたち。

～未来への責任～

子供たちの
明るい未来に
つながる
保健教育を・・・



埼玉県マスコット「コバトン」